

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第三十二号

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

「第十章 福祉型児童発達支援センター（第八十二条―第八十七条）を「

第十一章 医療型児童発達支援センター（第八十八条―第九十一条）」

第十章 児童発達支援センター（第八十二条―第八十七条）

第十一章 削除

「第十四章 児童家庭支援センター（第十四章の二 里親支援センター）を

第百十一条―第百十三条）

に改める。

第百十三条の二―第百十三条の七）」

第二条中「指導」の下に「又は支援」を加える。

第六条第三項中「福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター及び児童家庭支援センター」を「児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第六条の三第一項及び第十五条第一項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第三十一条第一項第四号ア中「第十三条第三項第二号」を「第十三条第三項第三号」に改める。

第三十四条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第三十六条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第四十二条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第四十五条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改め

る。

第四十六条第三項中「次号及び附則第十三条第二項」を「次項第二号」に改める。

第六十四条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第六十七条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第六十八条第二項第二号ア及び同項第三号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第四号中「肢体不自由」の下に「（法第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）」を加え、同号アを次のように改める。

ア 支援室及び屋外遊戯場

第六十九条第十四項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第十五項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第七十七条第一項中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第二項第二号ア中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

第七十八条第六項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第十章 福祉型児童発達支援センター」を「第十章 児童発達支援センター」に改める。

第八十二条第一項から第三項までを次のように改める。

児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第一項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

- 一 発達支援室の一室の定員は、これをおおむね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。
- 二 遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。

第八十二条第四項を削り、同条第五項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第四項とする。

第八十三条第一項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）」を「児童発達支援センター」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第四項から第九項までを削り、同条第三項中「主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

第八十三条第十項中「第八十九条第二項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センターに通所している」を「児童発達支援センターに入所している」に改め、同項を同条第五項とする。

第八十四条及び第八十五条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第八十六条及び第八十七条を次のように改める。

第八十六条 削除

（心理学的及び精神医学的診査）

第八十七条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第十一章を次のように改める。

第十一章 削除

第八十八条から第九十一条まで 削除

第九十六条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第九十九条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第一百六条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意

見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第九十九条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第一百零三条第二項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第十四章の次に次の一章を加える。

第十四章の二 里親支援センター

(設備の基準)

第一百零三条の二 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者(次条第三項第三号及び第一百零三条の七において「里親等」という。)が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

2 里親支援センターの内装等については、木が安らぎを与える効用及び断熱性、調湿性等に優れた性質を有することに鑑み、木材の利用に配慮するものとする。

(職員)

第一百零三条の三 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
い。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童(法第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第一条の十に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者
- 二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- 三 里親等への支援の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者
- 二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- 三 里親及び里親にならうとする者への研修の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格)

第百十三条の四 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第十一条第四項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者
- 二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- 三 知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第百十三条の五 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親にならうとする者への研修の実施、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に

従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

（業務の質の評価等）

第百十三条の六 里親支援センターは、自らその行う法第四十四条の三第一項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（関係機関との連携）

第百十三条の七 里親支援センターの長は、県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附則第十条中「第八十三条第二項」を「第八十三条第三項」に改める。

附則第十一条を削り、附則第十二条を附則第十一条とし、附則第十三条を附則第十二条とし、附則第十四条を附則第十三条とする。

附則第十五条中「附則第十三条」を「附則第十二条」に改め、同条を附則第十四条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第十一条の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（次項において「新児童福祉法」という。）第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、この条例による改正後の奈良県児童福祉施設の設定及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第八十二条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第十一条の規定により新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新条例第八十三条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によること

できる。

4 この条例の施行の際現に設置しているこの条例による改正前の奈良県児童福祉施設
の設備及び運営の基準に関する条例（次項において「旧条例」という。）第八十二条
第一項に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及
び同条第二項に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにつ
いては、新条例第八十二条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によること
ができる。

5 この条例の施行の際現に設置している旧条例第八十二条第一項に規定する主として
重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第二項に規定する主
として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新条例第八十三条
の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることがで
きる。